

令和2年度 第2回周南市地域自立支援協議会

追加資料

- ・周南市障害福祉計画(第6期)
- ・周南市障害児福祉計画(第2期)

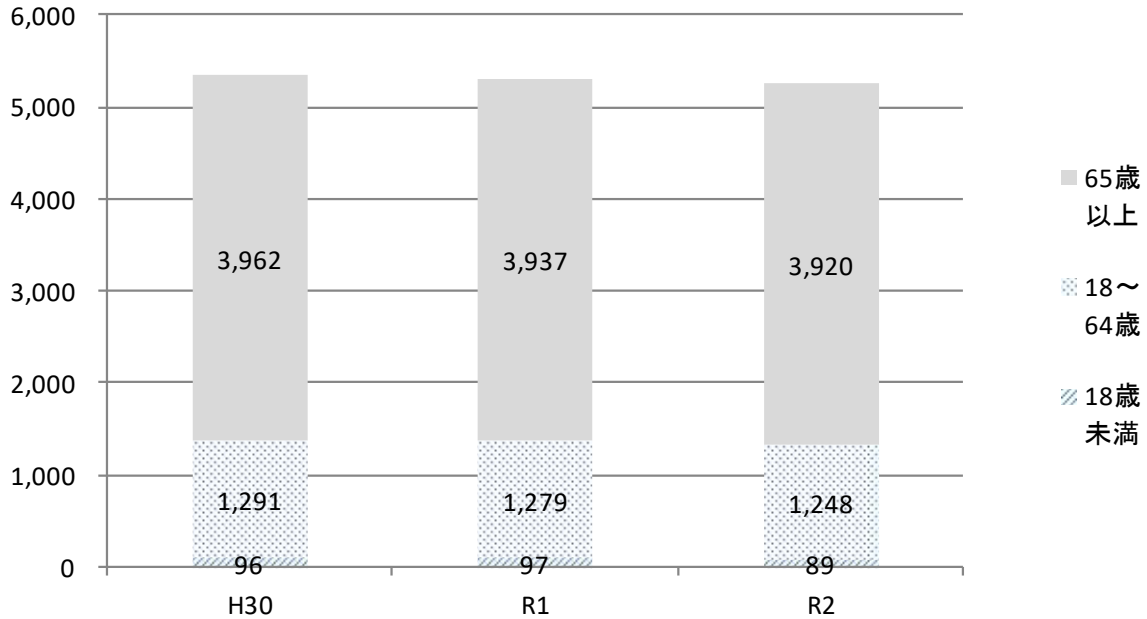
(素案)の修正箇所について

(3) 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

年 度	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
H30	96	1,291	3,962	5,349
H31	97	1,279	3,937	5,313
R2	89	1,248	3,920	5,257

※各年度4月1日現在



「65歳以上」の身体障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在で3,920人となっています。

「18歳未満」と「18歳～64歳」の合計は、1,337人で、全体の25.4%です。

設されていないことから、今計画期間内の児童発達支援事業所の確保に向けて、関係事業者などに働きかけを行います。

(3) 医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児*が適切な支援を受けられるように、周南市では平成31年3月に、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関との協議の場を設置しました。

また、関係機関との調整を担う、医療的ケア児支援コーディネーターを令和元年10月に配置しました。本市における、目標値は次のとおりです。

区 分	単 位	R2	R3	R4	R5
医療的ケア児支援コーディネーターの配置数	人	2	2	2	2

(4) 子ども・子育て支援等の利用ニーズの提供体制の整備

障害児が、保育所等や児童クラブの育ちの場で、障害の有無にかかわらず共に成長できるよう、周南市では、障害児の保育所等や児童クラブへの利用ニーズ（通所希望）に対し、職員を加配し受入に対応しています。

今後も、市内の子ども・子育て関係部局、関係機関等と連携し、利用ニーズの把握に努め、職員配置等の体制整備に取り組めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

周南市地域自立支援協議会相談支援会議等における事例検討会等を通じて、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制を強化していきます。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することが重要です。

市職員が適切かつ主体的に支給決定事務を行えるよう、山口県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ市職員等も積極的に参加し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

訪問系サービスは、居宅介護及び重度訪問介護の利用者数は横ばいですが、延利用時間は減少しています。

行動援護と重度障害者等包括支援は、周南圏域内や隣接の圏域にもサービス提供事業所がなく、実績がありません。行動援護へのニーズは、地域生活支援事業*の移動支援が、その代替となっています。

(2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2	R3	R4	R5	R3→R5
居宅介護	延利用時間	7,782	7,942	8,102	8,262	+4%
	利用者数	55	56	57	58	
重度訪問介護	延利用時間	13,185	18,585	18,585	18,585	±0%
	利用者数	2	3	3	3	
同行援護	延利用時間	1,788	1,978	2,168	2,358	+19%
	利用者数	16	16	16	16	

(3) 今後の方策

障害者の地域生活を支えるためには、必要とされるサービスが継続して提供され、障害者個々に対応したサービスの質的な向上を図る必要があります。

計画相談を通じたニーズの把握に努め、障害の種別や程度に関わらず質の高いサービスを提供できるよう、事業所に対し人員体制の確保や研修への参加を促します。

2 日中活動系サービス

(1) 第5期の実績

区 分	単 位		H30	R1	R2 (見込み)
生活介護	延利用日数	予 想	88,151	94,631	98,231
		実 績	79,082	79,314	83,877
	利用者数	予 想	366	393	408
		実 績	323	323	336
自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	予 想	1,344	1,784	2,224
		実 績	625	328	282
	利用者数	予 想	10	12	14
		実 績	7	4	3
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	予 想	3,530	6,950	8,090
		実 績	1,658	1,690	2,067
	利用者数	予 想	22	40	46
		実 績	9	8	10

共同生活援助は利用希望の多いサービスですが、市内にグループホームが少ないことから、利用ニーズに対応できていない状況です。

障害者の地域移行を進めるためには、「住まい」の確保が重要であり、グループホームの整備が必要です。

(2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2	R3	R4	R5	R3→R5
共同生活援助 (グループホーム)	人 分	75	79	83	90	+14%
施設入所支援	人 分	246	245	244	243	-0.8%
施設入所支援	人 分	218	217	216	215	(継続入所者を除く)
自立生活援助	人 分	0	0	0	1	+100%

(3) 今後の方策

支援が必要ではあるものの、ある程度自力で生活を営むことができる障害者の住まいとしてグループホームが必要ですが、市内や周南圏域内の定員でも不足する状態が継続していることから、グループホームの整備を、事業者働きかけけるとともに必要な支援を実施していきます。

障害者支援施設への入所については、強度行動障害のある障害者が入所可能な施設が市内だけでなく県内でも不足していることから、対応ができる専門的知識を有する人材の育成や施設の改修等が進むよう、山口県や県内の他の自治体とも課題を共有し、連携して取り組みます。

また、地域生活を希望する障害者は地域で生活ができるよう、本人の意思決定支援に配慮しつつ、住み慣れた地域やグループホーム等での生活について関係機関が連携していける体制を充実していきます。

障害者の地域での自立した生活を支えるために、相談対応等を行う自立生活援助は、サービスを提供する事業所が県内でも不足している状況ですが、障害者の地域生活への移行を行うために必要なサービスでもあり、事業者に対して働きかけを進めてまいります。

4 指定相談支援サービス

(1) 第5期の実績

区 分	単 位		H30	R1	R2 (見込み)
計画相談支援	人 分	予 想	819	860	882
		実 績	793	838	856
地域移行支援*	人 分	予 想	2	3	5
		実 績	0	0	0
地域定着支援*	人 分	予 想	0	0	0
		実 績	0	0	0

計画相談支援*を行う指定特定相談支援事業所は、市内に7事業所があります。計画相談の対象者が毎年増加し続けている状況であり、また利用者が直面する問題も複雑化・多様化していることから、相談支援専門員*が十分に相談支援を提供できるよう、事業所及び人材の確保が課題となっています。

また、長期入院等から地域生活への移行を進めるためには、住居の確保の支援や移行後の生活の安定が課題となっています。

(2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	人 分	856	884	912	940
地域移行支援*	人 分	0	2	5	5
地域定着支援*	人 分	0	0	0	1

(3) 今後の方策

計画相談の利用者の増加や多様で複雑な問題の相談に対応するためには人材の確保が必要となります。

また、相談支援業務に従事する相談支援専門員*は、障害者の障害福祉サービスへのニーズを把握し、生活する上で必要かつ最適な支援につなげることができるための知識や資質が求められます。

関係する事業所に対し、人材の確保や交流、育成を働きかけるとともに、周南市地域自立支援協議会*の相談支援会議での活動や研修を通じて、相談支援専門員のスキルアップや相互に連携する体制の充実に取り組みます。

1 障害児通所支援等*

(1) 第1期の実績

区 分	単 位		H30	R1	R2 (見込み)
児童発達支援	延利用日数	予 想	6,667	7,472	8,047
		実 績	5,524	4,615	4,341
	利用者数	予 想	51	58	63
		実 績	46	44	49
放課後等デイサービス	延利用日数	予 想	21,982	24,181	26,379
		実 績	23,394	23,454	23,682
	利用者数	予 想	167	184	201
		実 績	169	169	167
保育所等訪問支援	延利用日数	予 想	104	164	224
		実 績	118	73	36
	利用者数	予 想	7	12	17
		実 績	6	6	7
医療型児童発達支援	延利用日数	予 想	96	144	144
		実 績	4	12	12
	利用者数	予 想	2	3	3
		実 績	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	延利用日数	予 想	24	48	72
		実 績	0	0	0
	利用者数	予 想	1	2	3
		実 績	0	0	0

障害児通所支援等*は、一時期の利用のニーズに対して提供可能なサービス量が不足している状況は改善されつつあります。

重症心身障害児や医療的なケアを必要としている障害児を主に対応可能な児童発達支援については、市内や周南圏域では提供できない状態が続いています。

(2) 第2期の見込量

区 分	単 位	R2	R3	R4	R5	R3→R5
児童発達支援	延利用日数	4,341	4,521	4,701	4,791	+6%
	利用者数	49	51	53	54	
放課後等デイサービス	延利用日数	23,682	24,125	24,608	25,100	+4%
	利用者数	167	170	173	176	
保育所等訪問支援	延利用日数	36	84	84	96	+14%
	利用者数	7	7	7	8	

区 分	単 位	R2	R3	R4	R5	R3→R5
医療型児童発達支援	延利用日数	12	12	24	24	+100%
	利用者数	1	1	2	2	
居宅訪問型児童発達支援	延利用日数	0	0	0	12	+100%
	利用者数	0	0	0	1	

(3) 今後の方策

障害児の支援は、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要です。

療育を必要とする障害児に適切なサービスが提供できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所サービスの向上を図るとともに、保育所等訪問支援について、保育所や小学校、児童クラブ等での受入が進むように協力を働きかけていきます。

また、重症心身障害児*や医療的ケア児*などの特別な支援が必要な障害児についても、支援やサービスを受けることができるよう、事業所や関係機関に働きかけていきます。

2 障害児相談支援*

(1) 第1期の実績

区 分	単 位		H30	R1	R2 (見込み)
障害児相談支援	人 分	予 想	271	295	317
		実 績	235	264	277

障害児通所支援等*の利用ニーズの高まりを受け、障害児相談支援*の件数は増加しています。

(2) 第2期の見込量

区 分	単 位	R2	R3	R4	R5
障害児相談支援	人 分	277	289	301	312

(3) 今後の方策

児童期は、入学、卒業など生活場面の変化が大きい時期です。乳幼児期から高等学校卒業後まで、ライフステージに応じた切れ目の無い支援が提

第7章 地域生活支援事業*の見込量と事業への取組み

地域生活支援事業*は、障害者総合支援法に基づいて市が行う事業です。

本計画において市が定めるべき実施に関する事項は、「地域生活支援事業*に係る障害福祉計画の作成について」により示されていますので、それに基づいて成果目標を定めます。

1 理解促進・研修啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者への理解を深める研修・啓発を行う事業です。

(1) 第5期の実績

区 分		H30	R1	R2 (見込み)
理解促進・研修啓発事業 (実施の有無)	予 想	有	有	有
	実 績	有	有	有

(2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2	R3	R4	R5
理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

地域での障害者等への理解や障害特性に対する知識の普及・啓発を図るため、「障害者の福祉を考える集い」、「大人の発達障害セミナー」を開催します。

また、障害者週間には、市の広報紙において障害者福祉についての理解と啓発を目的とした特集記事を掲載します。

2 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。

(1) 第5期の実績

区 分		H30	R1	R2 (見込み)
自発的活動支援事業 (実施の有無)	予 想	有	有	有
	実 績	有	有	有